

船橋市文化活動普及事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市文化活動普及事業（以下「普及事業」という。）の実施に当たって必要な事項を定め、市内の学校に芸術家等を派遣することで、子供たちを中心に、市民が文化を身近に感じ、豊かな心や創造性を育む一助とすることを目的とする。

(対象活動)

第2条 普及事業は、次の各号に規定する分野の体験型の文化活動とする。

- (1) 文学
- (2) 音楽
- (3) 美術
- (4) 写真
- (5) 舞踊
- (6) その他、文化芸術振興基本法に規定する文化活動

(普及事業実施の対象者)

第3条 普及事業実施のために学校に派遣する芸術家等（以下「普及事業者」という。）は、船橋市文化活動普及事業実施要綱実施細目に定める船橋市アーティストバンク（以下「アーティストバンク」）に登録されているものとする。

(報償費)

第4条 報償費の額は、1事業につき4万円とする。

(普及事業者の決定)

第5条 教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、アーティストバンク登録者を学校に紹介し、普及事業者及び普及事業を実施する学校（以下「実施校」という。）を決定するものとする。

- 2 教育長は普及事業者及び実施校を決定したときは、船橋市文化活動普及事業者決定通知書（第1号様式）により、その旨を当該普及事業者に通知するものとする。

(普及事業の実施)

第6条 普及事業者は、実施校に対し、日程、内容などの詳細を協議及び調整をした後、事業を実施する。

(事業報告)

第7条 普及事業者は、事業終了後20日以内または3月31日のいずれか早く到達する日までに、船橋市文化活動普及事業実績報告書（第2号様式。以下「実績報告書」という。）に普及事業の実施状況が分かる資料、写真、動画等を添え、教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、適正な実績報告書を受理したときは、普及事業者に対し、報償金を支給するものとする。
- 3 普及事業者が虚偽の実績報告をしたことが判明したときは、普及事業者に対し支給した報償金を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市教育委員会教育長

船橋市文化活動普及事業者決定通知書

船橋市文化活動普及事業について下記のとおり決定したので、船橋市文化活動普及事業実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

日 時	年 月 日 () ~ 時 分 ~	年 月 日 () 時 分
学校名等		
普及事業者名		
指導内容		
教材費等	1. なし 2. あり (約 円)	

※実施に当たっては、学校と十分な連絡を取ってください。

第2号様式

年 月 日

船橋市教育委員会教育長 あて

住所
普及事業者
氏名

船橋市文化活動普及事業実績報告書

下記のとおり船橋市文化活動普及事業を実施したので、船橋市文化活動普及事業実施要綱第7条第1項の規定により報告します。

記

日 時	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
学校名等	
普及事業者名	
指導内容	
参加人数	人
意見・感想	